

■議案第24号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

この条例は、高知県人事委員会の平成26年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、高知県の改正に準じ、職員に対して支給する諸手当の改定を行うものです。

【主な改正内容】

(1) 初任給調整手当の改正

- ① 医療職給料表(1)の適用を受ける医師に対する支給月額の限度額を412,200円(現行 410,900円)に引き上げます。
- ② 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を67,100円(現行 66,900円)に引き上げます。

(2) 通勤手当の改定

交通用具使用者に係る通勤手当について、県の改定に準じて使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げます。

(3) 単身赴任手当の改定

単身赴任手当の月額を3万円(現行 23,000円)に引き上げるとともに、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を7万円(現行 45,000円)に引き上げます。

(4) 管理職員特別勤務手当の改定

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該特定管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給することとします。